

木質バイオマス利用推進緊急総合対策事業（継続）

〈木材チップの利用・供給対策事業〉

1. 趣旨

再生産可能資源である木質バイオマスを多段階で利用して、余すところなく製品又はエネルギーとして利用することは、地球温暖化の防止や循環型社会の形成に資するものである。しかしながら、近年、材価の低迷、搬出コストが高くなる等の理由から、間伐等が行われても搬出されずそのまま森林内に放置される箇所が散見されるなど、十分に利用されているとは言えない状況にある。

また、これら未利用資源を積極的に製品又はエネルギーとして利活用することは、木材の循環的利用を通じて森林の適切な整備が進み、京都議定書における森林による二酸化炭素吸収量3.9%の目標達成にもつながるものである。

こうした中、木材チップ分野への地域材利用を更に拡大するためには、間伐材等チップ原木を低コストで供給するための条件整備を図るとともに、小ロット・分散型のチップ供給体制を改善し、安定的かつ効率的な供給体制を構築する必要があることから、木材チップの安定供給体制構築のための指針の作成・普及等を行い、木質バイオマスの一層の利用推進を図るものとする。

2. 事業内容

木材チップの安定供給体制構築に向けた次の取組を実施

- (1) 木材チップ製造業者の現状と課題等についての調査・分析
- (2) チップ安定供給体制の構築のための指針作成
- (3) チップ関係業者への指針の理解と普及を図り、安定供給に向けた協定締結を促進

3. 事業実施主体

(社)全国木材組合連合会

4. 補助率

定 額

5. 事業実施期間

平成17年度～19年度（3年間）

6. 平成18年度概算決定額

3,434千円（3,815千円）

(林野庁木材課)